

光市記者発表資料

令和6年2月16日

件名	障害者相談支援事業に係る消費税の取扱いについて
内容	<p>1 概要 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「障害者相談支援事業」について、本市では、所管税務署にも本事業の消費税の取扱いについて相談のもと、消費税の非課税事業として事業者へ委託していました。 しかしながら、令和5年10月4日付の子ども家庭庁及び厚生労働省からの通知により、本事業については、消費税の課税事業であることが示され、本市での取扱いと齟齬が生じていることが判明したものです。</p> <p>2 対応 本事業の委託先の事業者に対し、課税に係る取扱いを十分に周知するとともに、受託事業者に申告義務が生じる平成30年度分以降の消費税相当額分の支払いを行えるよう、令和5年度3月補正予算に必要な予算額を計上します。</p> <p>3 対象事業者数等 対象事業者：4法人 対象期間：平成30年度から令和5年度まで</p> <p>4 支払金額（概算） 2,840,000円（委託料に係る消費税相当額）</p>
問合せ	担当：光市福祉総務課障害福祉係 岡村 光泰、横道 真 電話：0833-74-3001